

幼児給食の趨勢

東京府社會事業主事 朝原梅一

給食と云へば必ず小學校に於ける缺食兒童の晝食給與を考へさせられる。それは多くの兒童は國民の義務教育を完了するために貧富に拘らず登校させなければならぬ保護者の義務があるために少々無理はあつても出席させやうとする、また一方兒童に於ても此時代は知識欲の旺盛な時代であるから、これを満足させるために出席したいのが多くの兒童の希望である。それであるから多くの兒童は朝食を取らなくとも辨當を持たなくても小學校に登校する、従つて朝の體操の時に倒れる子供もあれば、晝食時に缺食して居る兒童もある。この狀況が同級生に知られたり、受持教師に知られたり、それが社會に知れたりして一つの大きな問題となつた様な譯であつて、大きな問題になれば爲政者にも注意せられて、その解決にも考慮が費されることになる。これを實際上に見ても知られる様に二三年前まで問題にな

らなかつた學校給食事業が、本年九月の臨時議會に於て年々八百萬圓を全國缺食兒童に給與することに議決されて目下小學校に於てはその給食實施中であつて當局者の努力と社會の輿論との賜物であると云はなければならぬ。

一

然るに幼児給食に對してはどうであるかと云ふに、幼児の保育は國民の義務教育ではないから晝食を缺くやうな幼兒は小學校兒童のその様に登園を熱望しない點あり、缺席させられる様になる。従つて當局者并社會の輿論を喚起するにも甚だ不利益であると云ふことが出来る、而して給食の必要は多くの學者の主張するが如く、五歳以前の幼兒の生活に於て榮養物が缺乏する時には成長後の知能に著しい影響を及すと云ふことであつて、幼児の給食と云ふ事はその身心の發育上缺くことの出来ない重要問題である。

幼児給食の起源は之を全国的に知ることは出来ないが我

が東京府下に於ては、大正十一年四月から東京市の託児所に於て、児童食費として一ケ年の経費百四十一圓を計上されて、これに依つて給食を施行されたことを以て、公費に依る給食事業の嚆矢としなければならぬ、處が昭和五年十一月開催された第二回全國児童保護事業會議に於ては、昭和六年十一月十五日を期し、全國児童給食週間を舉行しやうと云ふことが決議された。かくして幼児に對する給食事業は児童保護事業家の間に於て唱導され、昭和五年十二月二十二日から東京市營託児所十二ヶ所に於て歳末年始に互つて給食が施行され、越へて六年一月には徳川家達公から金貳千五百圓児童給食費として東京府に寄附せられたので東京府社會事業協會が連絡機關となつて府下託児所幼児の給食を開始することとなり、東京市營託児所十二ヶ所民間經營託児所二十六箇所合計三十八ヶ所の貧困家庭の幼児の多い託児所に給食を行ふ計畫を建て秀忠公の記念日である一月二十四日より開始して、三月十七日に及んでたのである。これ實に幼児給食事業の大衆化の第一歩を踏み出し

たものと考へられる。

二

かくて昭和六年六月の梅雨期を迎へ小學校兒童に對しては東京府に大阪貯蓄銀行から寄附された金壹萬圓、皇后陛下御下賜金兒童給食費五千圓等を以て給食を施行せられたのでこれと相對應して東京府社會事業協會に於ては一般特志家の寄附金七百七十一圓を以て一日員幼児二百六十六名に對して五十日間給食を施行した、同年十一月十五日の榮養週間に於ては、株式會社三越の寄附金二千圓を以て七日間小學校兒童并託児所幼児に對して三越食堂作製の榮養食を給與され、尙十一月十五日に於て東京聯合婦人會は榮養食を作つて、尾久町尾久隣保館及其附近の幼児等併せて二百人に對して一週間給食を行ひ、更にまた東京府知事の後援の下に十一月十五日を期して缺食兒童給食費の街路募金を計畫したところ、難有くも四内親王殿下より金一封を拜受して、益々氣勢を添へ、豫期以上の効果を納め募金總高金壹萬四百六十七圓であつた。これを全部東京府知事に寄附されたので、その資金を七千圓は管下の小學校缺食兒

童給食費に三千四百六十七圓を幼児給食費に夫々充當して
嚴冬霜枯期の給食費として給食を行ひ、第二の幼児給食事
業の大衆化が行はれたのであつた。

三

昭和七年度に於ける幼児給食の狀況に就て民間託兒所の
給食狀況は詳細に之を知ることが出来ないが、東京市に於
ては託兒所經費中に幼児給食費壹千五百六十圓と乳兒牛乳
補給壹萬二千七百十四圓を計上し、一合四錢を以て廉價に
て牛乳を配給し、内五百圓は貧困者に無料にて給與するこ
ととして之が施行され、更に財團法人榮養協會は一食八錢
の晝食を毎日二百人分市設託兒所に一ヶ年を通じて之を配
給して居り、更にまた市營託兒所には梅雨期給食費、七百
三十五圓榮養週間給食費壹千圓、冬季給食費九百七十五圓
を計上して季節幼児給食費に充てられて居る、茲に特記す
べきことは、東洋高等女學校、文化高等女學校、戸板高等
女學校の三校の女學生諸氏は市設託兒所の幼児に温い副食
物を與へるために小遣錢の内から一校月四十五圓、合計百
三十五圓宛、十二月より來年三月まで寄附されると云ふこ

とであるが、誠に美しい心情を賞讃すべきである。

四

昭和七年十一月十五日第二回の全國榮養週間に對しては
財團法人中央社會事業協會に對して、畏くも 皇后陛下よ
り金壹千圓を下賜あらせられたので、これを全國各府縣に
拜分して幼児給食費に充當される様に依頼されたので、我
が東京府に於ては、之を拜受して直にこれを東京府社會事
業協會に交付し、同協會は皇后陛下の御懿旨に副ひ奉るた
めに一般特志家から寄附された缺食兒童給食費資金中から
四百八十一圓を支出して、一日壹千二百五十人分を府下貧
困家庭の幼児多き託兒所に之を交付し、十一月十五日から
二十四日に到る十日間給食を行ふた。聞く所に依れば東京
府以外の各府縣に於ても夫々幼児の給食を行ひ、或は來る
べき歳末に對して幼児の給食を行ふ計畫が建てられて居る
様であるから、去る十一月十五日から、本年の歳末にかけ
て、日本全國各地に於て幼児の給食が施行され、文字通り
の幼児給食事業の大衆化が行はれるであらふと思はれる。
尙又本年の榮養週間に際しては幼児給食資金募集のため、

中央社會事業協會より寄附された榮養小箱を各學校に送附した所女學生諸氏を始め、多く學生諸氏の御賛成を得て目下之を整理中であるが之も本年の冬期幼児給食費に充當する様に東京府社會事業協會に交付して學生生徒諸氏の美しい心情に副ふ様に計畫されつゝある。

五

以上は我が東京府及東京府社會事業協會并東京市に於ける幼児給食の状況であるが、此外各民間の社會事業團體に於ても幼児給食事業の計劃があるかも知れないが、これを詳細に知ることが出来ない。現下の状況から考へると、社會事業團體も經營難に直面して、幼児の保育料の收入も滯納者多くまた時節柄之を免除すべき家庭も相當多數にある様に聞き及んで居るから、多額の経費を要する給食の如きも意の如く施行されないことと思はれる。

これまで述べて來たのは主として經費の點に就いてのことであつたが、幼児の給食に對して大切なる三つの問題がある、(1)は如何なる幼児に給食するかと云ふことで、幼児の身體を醫師が診斷したなら榮養不良と云ふ幼児もあつて

その幼児中には家庭は貧困ではないが、主婦が調理の方法を誤るとか、不注意のために幼児を偏食の弊風に陥らせたとか云ふ様なこともあらふし、また貧困のために與ふべき物資を缺く家庭の幼児もあるであらふ。この點から、給食をなすべき幼児の選出方法は、家庭の生活状態の調査と、醫師の診斷とに依つて決定しなければならぬと思はれる。

(2)は如何なる食物を作るかと云ふ献立の問題であつて、從來一食五錢と云ふのが標準の様に考へられたが、先般文部省が小學兒童のため學校給食施設方法に依り一食四錢と云ふ標準を指示したことに依つて、小學校の兒童が四錢であるから、幼児に對しても一食四錢で出来る様に考慮しなければならぬと云ふので遂に一食四錢と云ふ標準が、考へられる様になつた。それで一食四錢で如何なる食物を作るかと云ふ事も實際給食に當るものゝ考へなければならぬ問題である。今一つは(3)で如何にして給食するかといふ給食方法の問題であつて、これは考へ方に依つて相當重要な問題として考へなければならぬことである。これまで小學校の晝食給與に當つて、パンを給與せんとするも、貰ふて食べ

ることを恥じて、之を受けない児童があつて、やむなくこつそりと現金を渡し、児童に購入させた例もあつた、これが児童の自尊心を傷けぬ爲に大に考へなければならぬ點である。「自分丈け貰ふて食べる」と云ふことを自覺させることは甚だよくない。幼児は小學校児童の様に意識することは少ないかも知れないが、これが少しでも意識されることとなら將來に及す影響は偉大なものであらふと思はれる、此點を特に考慮して、醫師の健康診断の結果榮養食を攝取する必要ありとして、多くは給食されて居る。これが果して適當な方法であるかどうか、また時には米飯を持參せしめ、副食物のみ一齊に給與される方法もあるが、これも一方法と思はれる、更にまた食堂にて作つた食物を幼児の知らぬ間に食卓に運ばれてその供給されたことを知らぬ様にするのも一つの方法である。

最後に幼児の給食と云へば託兒所又は幼稚園の給食であるが、食兒所にも來ることの出來ない給食を要する幼児は如何にして之を救ふかと云ふことは今後の大きな問題である。

會 告

いよく本月二十日すぎ、東京女子高等師範學校附屬幼稚園は、こゝ本郷區湯島の地より小石川區大塚の新築園舎に移轉致します。従つて本會の事務所も幼稚園に伴つて移るこゝになりますから、以後は本會への御用は左記宛に願ひます。

小石川區大塚町三五

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

日本幼稚園協會